

NHK経営委員会  
委員長 浜田健一郎 様

2014年1月27日  
新日本婦人の会  
会長 笠井貴美代

「慰安婦」暴言など、公共放送トップに不適任の靱井氏を  
ただちに会長から罷免してください

経営委員会が選任した靱井勝人氏が25日に行なった就任会見は、これが公共放送NHKの会長発言かと驚くものでした。靱井氏は公共放送トップに不適任であり、ただちに罷免してください。

靱井氏は「慰安婦（制度）は戦争地域ではどこでもあったこと」と言い放ち、韓国を名指しで「日本だけが強制連行したみたいなのを言っている。補償は日韓条約ですべて解決されている」と、昨年、国際的な厳しい批判と抗議にさらされた橋下大阪市長と同様、歴史的事実に反する「持論」をまくしたてました。首相の靖国神社参拝についても、「総理の信念で行かれた。…『死んで靖国に帰る』と送りだした。こういう人が大勢いる」と発言、日本の侵略戦争を肯定・美化し世界から孤立する安倍首相を擁護しました。「歴史認識も人権意識も欠けた発言」（韓国）などとすぐに厳しい批判が上がり、外交問題に発展しています。また、秘密保護法をNHKスペシャルなどで取り上げなかったことを聞かれた靱井氏は、「通ちゃったんで、言ってもしょうがないと思う。…あまりカッカする必要はないと思う。変なことが起きるとは考えにくい」と、およそ言論・表現の自由を何よりも大事にすべき放送人とは思えない雑論を展開しました。

いうまでもなくNHKは、戦前、国家の宣伝機関として大本営放送を繰り返し、国民を戦争に駆り立てた痛苦の教訓から、戦後、受信料というかたちで視聴者に支えられる公共放送として出発しました。放送法は第1条2項で「放送の普遍不党、真実及び自律」を定めています。放送法を真っ向から蹂躪し、内外から見識を疑われる人物をNHK会長に選出した経営委員会の責任は重大です。放送法で経営委員は「公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者」で、「放送が公正、普遍不党な立場に立って…健全な民主主義の発達に資する」ことを「自覚」するよう求められており、その立場からみても靱井氏をこのまま会長に留め置くことはできないはずです。受信料を支払う視聴者の立場からも靱井氏がNHK会長であることは到底容認できません。

靱井氏は公共放送NHKの会長に不適任であり、ただちに罷免するよう重ねて求めます。